

**会員の方
限定**

令和7年分決算申告指導会のお知らせ

受付方法を一部事前申込制にします、詳しくは別掲「令和7年分決算申告指導会受付方法」を必ずご確認ください

【指導会場・日程】

- ・川崎北青色申告会館 川崎市高津区新作6-16-12
TEL 044-862-8685 FAX 044-862-8688
※ 武蔵新城駅から徒歩約10分です

令和8年 1月26日(月) ~ 令和8年 3月16日(月)
※日曜日・祭日・祝日・1月中の土曜日はお休みです。

【受付時間】 ブルーリターンAや会計ソフトを利用している方は受付時間が違います

【ブルーリターンAや会計ソフトを利用していない方】

午前の部 8:45 ~ 11:30 指導は9:15から開始します
午後の部 11:30 ~ 15:00 指導は13:00から開始します
(11:30から受付できますが12:50まで外出して頂きます)
※土曜日と3月16日(月)は午前の部のみの受付です。
※土曜日は指導員が平日よりも少なくなります。

【ブルーリターンAや会計ソフトを利用している方】

★前半

令和8年1月26日(月)~令和8年2月27日(金)の平日

午前の部 8:45 ~ 11:30 指導は9:15から開始します
午後の部 11:30 ~ 16:30 指導は13:00から開始します
(11:30から受付できますが12:50まで外出して頂きます)

2月7日・14日・21日・28日の土曜日は完全予約制で受付致します。

令和8年1月15日 9:15以降にお電話でご予約下さい。

- ・1回の指導時間は45分以内とさせていただきます。
- ・定員に達した日はお断り致します。

土曜日はご予約の無い方の会計ソフトのご指導は致しません。

★後半

令和8年3月2日(月)~令和8年3月6日(金)

午後の部 11:30 ~ 16:30 指導は13:00から開始します
(11:30から受付できますが12:50まで外出して頂きます)
午前の部の受付は致しません。

- ※ 2月20日以降は大変混み合います、お早めにおこし下さい。
- ※ 3月7日(土)以降はブルーリターンAや会計ソフトの受付は致しませんあらかじめご了承下さい。

【持ち物】

- ・税務署から郵送されてくる納付書、お知らせハガキ
- ・令和7年分の集計表　・前年、前々年分の決算書、申告書の控
- ・社会保険料の支払年額　・小規模企業共済等掛金控除証明書
- ・生命保険等控除証明書　・地震保険料控除証明書　・公的年金等の源泉徴収票
- ・生命保険等の満期や個人年金保険の収入がある方はその支払明細書
- ・所得税の予定納税や消費税の中間納付をした方はその通知書
- ・配偶者、扶養家族の年間収入額のわかるもの　・預金通帳(事業用)

※特に年齢19歳以上23歳未満の親族のいる方は年収の確認できる物を必ずお持ち下さい（源泉徴収票など）

※ マイナンバーの記載についての確認書類のコピーをお持ち下さい。

※ 国民年金、国民年金基金については保険料を支払った事を証明する書類を添付する必要があります、社会保険庁から郵送される証明書や領収書をお持ち下さい。

※ 医療費控除は領収書に代わり医療費控除の明細書の添付が必要になりました（領収書の添付又は提示によることは出来なくなりました）

【お願い・ご注意】

- ◎ 指導会へおこしの際は会員証を必ずお持ち下さい。
- ◎ 1回の指導時間は最大45分です。
- ◎ マスク着用のご協力をお願い致します。
- ◎ 咳、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がみられる場合や体調が優れない場合は来所をお控え下さい。
- ◎ 出来る限りお1人でお越し下さい。
- ◎ 待合スペースの人数制限を致しますので、混雑している場合は待合スペースでお待ち頂けません、会館外への外出のご協力をよろしくお願い致します。
- ◎ 待合スペースに机は設置致しません、収入、経費、医療費などの集計作業や会計ソフトの入力作業は待合スペースでは出来ません、ご自宅で作業して頂きますのでご注意下さい。
- ◎ 決算申告指導会は決算書などを作成する仕上げる為の指導会です、会計ソフトの入力の仕方、入力した内容の詳細な確認、複式簿記での記帳の仕方などの指導は致しません、入力や記帳内容に修正等がある場合、修正の仕方をご説明しますので修正作業はご自宅でして頂きます、申告会では修正作業は致しませんのであらかじめご了承下さい。（会計ソフトを利用している方は1年間の入力を済ませておこし下さい、複式簿記で記帳されている方は12月の合計残高試算表の左右を合わせておこし下さい、合っていない場合や会計ソフトの入力が済んでいない場合は青色申告特別控除は10万円になります）

- ◎ 所得税の確定申告期限後の申告は青色申告特別控除は10万円になります。
- ◎ 先物取引・FX(外国為替証拠金取引)・土地、建物、ゴルフ会員権、暗号資産、特定口座以外の株式の売却、などの申告がある方は税務署でご相談下さい。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の初年度の方は税務署で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成してからお越しください。
- ◎ 決算申告指導会では年末調整は致しません、年末調整指導会で済ませて下さい。
- ◎ 令和7年分の収入と経費ごとの集計を必ずしてからお越し下さい、集計の仕方が分からない方はご説明致しますので、お早めにお越し下さい。
- ◎ 清書が不要になる決算書申告書作成システムに事前に入力する為、昨年の控、令和7年分の下書きや合計残高試算表など令和7年分の集計をした物をお預かり致しますので、受付時にご用意をお願い致します。
- ◎ 2月20日以降は大変混雑しますのでお早めにお越し下さい。
- ◎ 指導受付時間内は会計ソフトなど、お電話でのお問合せにはお答え出来ません
お電話でのお問合せは指導受付時間外をお願い致します。
- ◎ 3月16日(月)は11:30までに確定申告書を提出された方のみお預かり致します
11:30を過ぎますとお預り出来ません、ご自身で税務署に提出して頂きます。
- ◎ 今年度分の会費の納入をお願い致します。
令和7年4月から令和8年3月分の会費を納入されていない方は令和7年12月までに納入をお願い致します。
毎年1月から3月は申告会の事務所では会費の納入は出来ません。
例外として翌年分の会費は納入して頂けます。
例 令和8年3月に令和8年4月以降の会費を納入して頂ける場合
令和8年1月以降に令和7年度分以前の会費を納入される場合は郵便局からのお振込をお願い致します。(振込手数料のご負担をお願い致します)
会費を納入して頂いていない方のご指導は致しませんので、令和8年1月以降に会費を納入せずに指導会にお越しになられた場合は郵便局からの振込用紙をお渡ししますので、その場で郵便局に行ってお振込み頂きお振込みが確認出来てからのご指導となりますのでお気を付け下さい。
指導会にお越しになられる前に必ず納入して頂きますようお願い致します。
- ◎ 提出のみの方は、誤りがあった時はご自身でご自宅で修正して頂くか、決算指導会で修正の仕方をご説明します、提出時には修正出来ませんので、ご注意下さい。
- ◎ 複数年の申告を同じ日にする事は出来ません、複数年の申告がある方は年ごとに別の日に受付して頂きますので、ご注意下さい。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や行政の判断により変更になる事があります。

★青色申告特別控除 65万円の適用要件にご注意ください

令和2年分の確定申告から青色申告特別控除65万円の適用要件に『e-Tax（電子申告）による申告』又は『優良な電子帳簿保存（期日までに適用要件に加えて電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出する必要があります）』が追加されました。

以下の①～③を必ずご確認ください。

※追加された適用要件を満たさず、従来の適用要件のみの場合は青色申告特別控除は55万円です。

※青色申告特別控10万円に変更はありません。

- ① 従来の適用要件を満たし会計ソフトを使用せずに記帳されている方
e-Tax（電子申告）する必要がありますので2月中に指導会にお越し下さい、
税理士によるe-Tax（電子申告）の代理送信でサポート致します。
3月はe-Tax（電子申告）のサポートは出来ませんのでご注意ください。
- ② 従来の適用要件を満たし会計ソフトを使用して記帳されている方で期日までに
『電子帳簿保存の承認申請書』を税務署に提出されていない方
e-Tax（電子申告）する必要がありますので2月中に指導会にお越し下さい、
税理士によるe-Tax（電子申告）の代理送信でサポート致します。
3月はe-Tax（電子申告）のサポートは出来ませんのでご注意ください。
- ③ e-Tax（電子申告）のサポートをさせて頂く為には決算申告指導会で指導を受けて頂く必要があります、提出のみの方は e-Tax（電子申告）のサポートが出来ませんのでご注意ください。

★令和7年分の消費税の確定申告について

別掲「令和7年分の消費税の確定申告について」をご覧ください。